

Session 3: Impact of Financial Regulatory Authorities and their Practices on Insolvency

Panelist from China: Prof. XU Yangguang

金融監督機関と企業倒産法の運用

徐陽光

Prof. XU Yangguang

School of Law, Renmin University of China

日韓両国の報告者は、それぞれの国の金融機構の改革状況、及びその企業更生に対する重要な影響をご紹介していただき、たいへん勉強になりました。心より感謝いたします。

韓国の Kim, Ji-Pyoung 弁護士の報告¹において、韓国の金融機関及び企業更生に対する影響のみならず、更生目標を含む更生決定とそれを推進する政策も紹介されている。特に有益なのは、金融機関がいかに建築業、造船業、海運業など特殊産業の更生方針についても、詳細に分析していただいたところです。これと同様に、中国では、不動産業、建設業、海運業界の倒産も、特に重視されている問題である。私がいま所属している中国人民大学倒産法研究センター、北京倒産法協会は、全国の浙江省、江蘇省で、「不動産企業倒産シンポジウム」「船舶企業の倒産シンポジウム」を主催した。それらのシンポジウム（研究会）において、建設中の船と建築工事のための資金調達の問題は極めて重要な問題となっている。それらの問題を解決するために、中国の不動産開発企業、造船企業および海運企業のみならず、地方の企業倒産事件を担当する裁判所と倒産管財人は、多くの有用な調査と試行を試してみた。また、地方金融資産管理会社、金融資産取引会社、商業銀行なども、新たな解決方法を創出するために積極的な役割を果たしてきた。Kim, Ji-Pyoung 弁護士の報告において「更生事件を促進する機関を設立すること」が言及されている。実際に、ご指摘とおりに、企業更生のための基金と中国の多様な資金調達市場は非常に適している。不動産や銀行業務の正常化の問題は、中国における不良資産の処理、更生手続における債務の株式化(DES)という特別な扱いと類似している。それも現在中国が努力している部分であり、改善すべき課題でもある。

日本の富永浩明弁護士の「金融監督機関の影響と倒産監督実務」²という報告においては、経済政策と倒産の関係、金融監督機関の倒産手続への関与、日本の金融政策の柔軟化とい

¹ 「金融監督機関が企業構造調整に及ぼす影響：グローバル金融危機以降を中心に」

² 《监管机构影响与破产监管实务》。

う政策が倒産手続に及ぼす影響については詳しく説明されている。同報告は、中小企業のための更生可能な支援システムの構築と、経営保障及び資金調達システムの確立に焦点を当てている。日本の弁護士や韓国の専門家が議論している問題は多少異なるものの、金融機関が企業のリストラにどのように資金を提供できるかが注目されている。

私見としては、特に不動産、建設、造船、船舶など特別業の企業更生および中小企業の倒産・更生において、問題を解決するための鍵は、破綻企業への投資や金融市場の完備を促進することにある。その場合、金融機関の積極的な関与および金融監督管理政策は非常に重要である。この点に関して、日中韓三国の政策は、極めて類似しているため、お互いに学習・参照すべきである。

したがって、本稿では、中国の最新の金融監督管理規制の改革と立法状況、金融監督機関による債務の株式化措置（DES）、及び金融債権者委員会の設立という 2 つの側面を紹介し、更生手続における金融機関の役割などを検討する。

1. 中国の金融監督機関の改革と法制度の構築

1.1 金融機関の監督管理部門の改革

2018 年 4 月まで、中国の金融監督体制は、「一行（銀行）三会（委員会）」によって構成されている。中国人民銀行は、マクロ的な視角から金融機関を監督し、中国銀行監督管理委員会（中国では、「銀監会」と略称されている）は銀行型金融機関の業務に対する監督を担当し、中国証券監督管理委員会（China Securities Regulatory Commission, 略称 CSRC）は証券会社および先物取引会社の業務監督を担当している。そして、中国保険監督管理委員会（China Insurance Regulatory Commission, 略称 CIRC）は、保険会社の業務監督を担当している。

2018 年 4 月以降、國務院の機構改革により、銀監会と保監督会が統合され、中国銀行保険監督管理委員会が発足された

中国銀監会と中国保監会が統合されたものの、中国の金融機関に対する「分業管理と分業監督」の方針は大幅に変更されていないことに留意すべきである。

1.2 金融機関の倒産法制の確立と改善

中国の企業倒産法 134 条により、「商業銀行、証券会社、保険会社、などの金融機関が、本法第 2 条に規定する状況に陥った場合、國務院金融監督管理機構（例えば中国銀行業監督管理委員会等）は、人民法院に対し、企業更生または倒産の申立てができる。

國務院の金融監督機関が、重大な経営上の破綻に陥った金融機関に対して管理（接管）、

委託管理等の措置を講じた場合、当該金融機関又は企業を被告・被執行人とする係属中の訴訟手続又は執行手続を中止・中断することを人民法院に申請することができる。

銀行、証券会社、保険会社等の金融機関が本法第 2 条に規定する状況に陥った場合、2 項「金融機関が倒産を実施する場合、国務院は新倒産法およびその他の関連する法規の規定に従い実施細則を制定することができる」と規定されている。

上記の規定には、3 つの重要な内容を示している。第一に、商業銀行、証券会社、保険会社、その他の金融機関は倒産能力を持ち、法律に従って倒産手続を開始することが可能である。第二に、金融監督機関は、金融機関の倒産手続において重要な役割を果たしている。第三に、金融機関の倒産に関する具体的な措置を策定する権限が国務院に与えられている。

2008 年 4 月に、証券会社の解散、業務停止による整理、接管、行政更生、取消処分等を規制するために、中国国務院により「証券会社リスク処理条例」が公布された。今、中国銀行保険監督管理委員会は、「商業銀行倒産条例」と「保険会社リスク処理条例」を設けている。

2014 年、国務院は、「預金保険条例」（中国語原文：《存款保险条例》2015 年 5 月 1 日から実施する）を制定した。同時に、預金者の合法的權益を保護するために、預金保険会社を設立し、金融リスクを予防し、金融の安定性を維持するために、預金保険会社が設立されている。この預金保険会社は、銀行金融機関を救済する手続及び倒産手続において重要な役割を果たしている。

これまで、中国では、金融機関の分業経営・分業管理の体制に基づいて、それと相応する法制度とリスク処理メカニズムを確立している。すなわち、(1) 銀行の場合、預金保険ファンド——預金保険会社、(2) 証券業の場合、証券投資家保護基金——証券投資家保護基金を運営する会社、(3) 保険業界の場合、保険保障基金——保険保護基金会社、などによって対応している。

2. 金融機関が関与している企業倒産手続の主要内容

中国倒産法法制に一番大きな影響を与えた金融機関の倒産事件は、2001 年の広東国際信託投資公社の倒産事件である。その後、金融会社の倒産事件が証券事業領域に集中し、数十社の証券会社は法的倒産や更生手続を経験した。これに対して、商業銀行および保険会社の倒産に関する典型事例はまだ見当たらない。したがって、本稿では、金融監督機関および規制政策が企業倒産法の実施に及ぼす影響を中心として紹介したい。

2.1 金融監督機関による企業更生 DES への支援

2016年9月に、企業の負債比率（leverage ratio）を下げるための重要な改革として、国務院は、「市場化された債務の株式化（DES）に関するガイドライン」を公布した。市場化されている債務株式化（DES）措置を適用できる企業は、基本的に、政府の政策にしたがって各市場主体の間で相談しながら決められる。

その対象となる企業は、以下の条件を満たさなければならない。すなわち、（1）発展の見通しがあり、実現可能な改革計画と破綻状況から脱出するための手配を設けていること、（2）主な生産設備、製品、経営能力は国家政策の発展方向と一致していること、（3）市場、環境保護、安全生産は国家が定めた基準を満たしており、信用状態は良好であり、故意による契約違反や資産移転などの悪い信用記録はない。

その中に、開発の見込みを有するが、一時的に経営困難となった企業に対して、債務の株式化（DES）を適用すべきである。そのような企業には、（1）業界の循環変動があるため経営難となってしまうが、依然として景気に逆転する見込みのある企業、（2）金融負債が高額であるが、新領域産業においてこれから成長できる企業、（3）過剰債務を負っているが、生産能力が過剰となっている重要企業、国家安全保障に関連する戦略型企業、などが含まれている。

これに対して、以下の企業に対してDESの適用が禁止すべきである。例えば、①破綻状況を改善する見通しを失った「ゾンビ企業」、②債務不履行の記録は多数ある企業、③複雑な債権債務関係を抱えている企業、④生産能力が過剰し、在庫商品がさらにたまっていく企業は、その典型例である。

債務者企業の株式に切り替えるのは、主に、銀行の企業への貸付によって形成された債務に限られているが、他の種類の債権も適切に含むこととなっている。DESにより切り替える債務の質と種類は、債権者、企業、及び同扱いを実施する機関によって決められる。

（国の）法律によって別段の定めがある場合を除き、銀行は自ら債権者の権利を直接に株式に変更することはできない。債務の株式化を行いたい銀行は、金融監督機関に申立てを行ってから手続が進行である。

現在、中国の銀行、工商銀行、中国農業銀行、建設銀行、交通銀行などの大手国有銀行は、商業銀行の倒産DESを実施する機関として、子会社を設立した。このような子会社は、銀行の倒産スワップおよび非銀行金融機関の関係業務を支持することを担当している。

2.2 金融監督機関による債権者委員会制度の活用

困窮企業のための法的倒産手続を構築するほか、中国銀行業監督管理委員会は、2016年、2017年に、「金融機関の債務者委員会」（以下、「金融債権者委員会」と称する）の確立を促

進めるためのお知らせを連続公布した。

この債務者委員会は、高額な債権を有する 3 つ以上の債権者銀行あるいは金融機関によって構成され、協議的、自律的、の臨時組織である。

同委員会の責務については、以下の内容が挙げられる。すなわち、①銀行のような金融機関の権利を保護すること、②実体経済を支援するために、債権者たる銀行などの金融機関による影響力の発揮、戦略の分類、金融債権に対する保護を促進すること、③「一企（企業）一策（政策）」の方針に従い、貸金の増加、安定、減少などの措置について集团的に研究すること、金融機関が力を合わせることを保証するために、秩序のある債権債務関係の処理、財産の保全やその他の関連業務を遂行する。

金融債権者委員会の働きルールとしては、以下の内容が挙げられる。すなわち、金融債権者委員会は、「市場化、法の支配、公平公正」の原則に従い、業務を遂行すべきである。また、債務者の更生を図るために、なるべく多くのスポンサーを探し、市場主導の経済安定措置を採り、企業の発展のために有利な条件を求めて、銀行と企業のウィンウィン（Win-Win）を実現するように努力することも必要である。

財政支援：企業の正常な運営を確保するために、企業は、正当な理由に基づいて新たな資金要求を提出した場合、委員会は、複数の金融機関が協調してシンジケート団、クローズド・エンド型ファンドの提供などを介してサポートすることができる。各債権者の銀行業金融機関が一致する行動をし、予測可能な、一貫性のある信用、安定した支持を提供すべきであり、恣意に融資を停止・回収することをしてはいけない。そのほかに、金融債権者委員会は、最大限に企業の経営難の問題を解決するために、ローンを回収してから再び貸し出すこと、ないしローンの延期、返済をした債務者に次のローンを組む（中国語原文：收回再貸、展期续贷）という方法を採用することができる。

その他に、中国の金融監督機関は、更生手続における更生計画に関する投票、企業信用の修復などにおいても積極的な役割を果たした。各地方の裁判所や政府機関も、企業倒産や更生に関する金融監督法制度の改善を促進するために努力している。